

マージン率等に係る情報提供について

●改正派遣法に基づくマージン率の公開

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました。（法第23条第5項）

マージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金}^{\ast 1} \text{の平均額} - \text{派遣労働者の賃金}^{\ast 2} \text{の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

※1 「派遣料金」は、1人1日当たりの派遣料金（消費税を含む）。

※2 「派遣労働者の賃金」（労働基準法第11条で定める給料、手当、賞与其他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払う全てのものをいう）は、派遣労働者が従事した総労働時間数で除した1時間当たりの金額をもとに、8時間（1日）業務に従事したもものとして算定。

対象：令和元年度（令和元年10月～令和2年9月）

派遣労働者数	派遣先事業所数	派遣料金の平均額 (1日8時間当たりの平均)	派遣労働者の平均賃金 (1日8時間当たりの平均)	マージン率 ^{※3}
20	3	¥33,298	¥22,521	32.4%

※3 マージン率に含まれる費用

- ・法定福利費等
 - ・健康保険（神奈川県情報サービス産業健康保険組合）、厚生年金、雇用保険 など
- ・運営費等
 - ・派遣労働者が取得する有給休暇、慶弔費等の特別休暇に充当した費用
 - ・福利厚生（法定外）
 - ・事務所費
 - ・労務管理、採用活動等、事業運営にあたる労働者の人件費
 - ・退職積立金
 - ・教育訓練費 など

●派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

キャリアコンサルティングの相談窓口 管理部 TEL:0463-80-2252

対象者	訓練の内容	方法	実施主体	費用負担	賃金支給	1人当たりの平均実施時間
未経験の新規採用者	職業能力基礎教育	OFF-JT	弊社	無償	有給	2ヶ月～3ヶ月
	情報処理基礎技術教育					
	プログラミング基礎研修					
2～3年目の派遣労働者	データベース/ネットワーク研修	OFF-JT	社団法人神奈川県情報サービス協会	無償	有給	12時間
2～3年目の派遣労働者	プログラミング技術研修	OFF-JT	社団法人神奈川県情報サービス協会	無償	有給	6時間
2～3年目の派遣労働者	設計・開発技術研修	OFF-JT	社団法人神奈川県情報サービス協会	無償	有給	6時間
4年目の派遣労働者	リーダーシップ研修	OFF-JT	社団法人神奈川県情報サービス協会	無償	有給	6時間
5年目の派遣労働者	プロジェクト管理技術研修	OFF-JT	社団法人神奈川県情報サービス協会	無償	有給	6時間

●派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定

- ・労使協定締結の有無 締結している
- ・労使協定締結の有効期間 1年間（毎年4月1日～翌年3月31日）
- ・対象となる派遣労働者の範囲 全労働者